

ジョブサ柏



JR柏駅の東口から徒歩8分、南口から徒歩7分の場所に就労移行支援事業所「ジョブサ柏」が2013年7月にオープンしました。脇村さんと松井さんにお話を聞きました。



◆どんな方が対象ですか？

障がいの種類は関係なく、18歳以上で就労意欲があり、ジョブサまで自力で通える方を対象としています。障がい者手帳をお持ちでない方でも、医師の診断と定期的な通院があれば利用の申請ができる場合がありますので、お気軽にお問合せください。

◆開所時間は？

月曜～金曜の10時から15時までです。土曜日に就職準備等に関するイベントや講習などの行事があります。

◆どのような内容ですか？

企業が最も重視し、仕事で求められる一番大切なことは『報告・連絡・相談』が適切にできることです。そのために私どもは、自分の意思伝える表現力や相手の話を聞く力をトレーニングしたり、経験を通じて集中力や、他人と関わることの楽しさを養成し、自己表現する自信を育てています。『表現しても大丈夫』という社会への信頼を取り戻すためのコミュニケーショントレーニングを行っています。

また、トレーニング法やカリキュラムは、ボストン大学で障がい児・者の研究に従事し、現在、茨城県教育委員会の顧問を務める内田先生によるものです。利用者様や親御様に対しての定期的なカウンセリングも実施しています。現在、利用者のほとんどが利用料の負担なくご利用いただいております。

◆ひとこと

ジョブサでは、就職や進学に向けた支援・サポートを18歳以下の中高校生向けの放課後等デイサービス・18歳以上の就労移行支援事業による一貫したトレーニング・カリキュラムを行っています。

◆感想

取材に対応して下さった脇村さん、松井さん共に以前は一般企業での就労経験がある方で、ジョブサに来ている利用者の方のこれからのこと、障害者就労に対する想いを熱心に話して下さいました。企業の視点でお話しも聞くことができました。

取材に協力して下さったジョブサの皆様、ありがとうございました。

〒277-0021

住所千葉県柏市中央町

6-19 コープビル柏7階

電話：04-7160-1130

FAX：04-7160-3986

お知らせ

◇こちらのコーナーへ掲載希望の方は、あいネット（電話：04-7165-8707 FAX：04-7165-8709）まで

講演名	日時	場所	費用	申込 問合せ先他
司法書士・臨床心理士・精神保健福祉士による共同相談 ～「こころ」と「いのち」と「おかね」の相談会～ 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業	平成26年1/25(土) 10:00～16:00まで 平成26年3/1(土) 10:00～16:00まで	千葉市民 会館 (両日)	無料	予約不要 主催(お問い合わせ先):千葉司法書士会 TEL:043-246-2666



平成25年度第3回あいネット運営委員会



11月20日に平成25年度第3回あいネット運営委員会が開催されました。

今回は、あいネットから、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」について、あいネットから事業の説明を発表形式で行い、それに対しての質疑応答、意見交換がなされました。以下、内容の抜粋です。

生活困窮者モデル事業とは？なぜモデル事業が必要なの？

生活困窮者を取り巻く状況として、生活保護世帯が年々増加傾向にあること。社会的孤立の拡大(生活困窮が広がり、家族等の繋がりが無い)等があります。それに対し、新たな生活困窮者対策が必要という考えが生まれ、H25年度から生活困窮者自立促進支援モデル事業が全国で実施されています。(全国68団体)

主な対象者

現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で自立が見込まれる者。
経済的自立が見込まれる生活保護受給者。

・新たな生活困窮者対策の全体像
第一のネットとして、社会保険制度、労働保険制度があり、第二のネットでは、求職者支援制度等。
第三のネットとして生活保護制度があります。生活保護に至る前の支援、生活保護制度の見直しを総合的に行う、という考えが生まれています。

生活困窮者への支援のイメージ

自立に向けた相談(自立相談支援事業)。緊急に衣食住が必要な方(一時生活支援事業)。住まいが必要な方(居住確保支援)。お金の問題を抱えた方(家計相談支援事業)。仕事の問題を抱えた方(就労準備支援事業・中間的就労)。教育の相談、こども・若者(学習等支援)等があります。

あいネットの支援のイメージ

地域の各関係機関(行政・医療・地域包括支援センター等)と連携し、間口は広く対象者を限定することなく受けとめます。

支援調整会議とは

メンバーは地方自治体、あいネット(実情に応じて)、社協、社会福祉法人の参加も検討)です。

目的は、プラン内容の検討、決定。支援内容の評価。多くの分野とのネットワークの構築、必要な社会資源の掘り起こしです。

委員の方からは・・・

「制度で重なる部分はそれぞれある。どれが本人にとって良い事か、随時、支援者が検討していく必要がある。」
「借金の問題で弁護士相談に同行することがある。制度に繋がった後、どうサポートしていくかが課題。」
「小・中学生から金銭教育をしている。子どもの頃から教育していくことでお金への意識を変えていくことが大切。」

「入院中の方でも、お金の優先順位が逆転している人がいる。生活困窮に陥っている方に対して、相談できるところがある、と周知も必要だと思つ」
等々、貴重なご意見を頂きました。

生活困窮と一言で言っても、その方が抱えている問題の背景には様々な課題が隠されています。お金の問題、家族関係、社会的孤立、心の問題、等々。関わる各専門分野の機関と連携しながら、地域全体で支援を行っていく必要があると改めて感じました。

第2回 柏市自立支援協議会開催

11月19日にけやきプラザで「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る柏圏地域相談員研修会が開催されました。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、H19年7月に施行されました。障害があることを理由として不利益な取り扱いをされたり、障害のある方が障害のない方と実質的に同じような日常生活や社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わない場合に、県内の相談員や専門の相談員が相談に応じます。

あいネットは、直接相談員さんと関わるケースは多くないのですが、「権利擁護」という視点から考えると、日々の相談業務と切り離せない側面があり、研修に参加しました。

最初に、平成19年度～平成25年10月末までの条例施行後の状況と相談件数についての説明がありました。

分野別取扱件数は、「福祉サービス」についての相談件数が最も多く、次いで肢体不自由、知的障害の順でした。

講演は社会福祉法人愛光の常務理事である高梨憲司氏から「千葉県条例の誕生から現在までを振り返る」と題した内容でした。

高梨氏の話の中で、印象的だったのは「障害とは」と題した話。「どうして障害者が生活をしづらいのか？」という点、今の社会は健常者という名の「多数派」が築いた社会であるため、少数派である障害者と多数派の健常者の間で不調和が生まれる事が大きな要因である」との事でした。

さらには、「まちづくりを考えるとき、それぞれの障害者種別に応じた街づくりが必要。これが、ユニバーサルデザインと言うが、簡単ではない。例えば、視覚障害の方に点字ブロックがあった方が歩きやすいが、肢体不自由の方からすると点字ブロックは邪魔になってしまふ」との話がありました。

* * * * *

この研修を通して、そもそも障害を持つて地域で暮らしとはどういう事なのかを考えさせられました。多数派である健常者の当り前が、少数派の障害者



にとつての当り前でない事があり、ここに存在する不調和を埋めるにはどうすれば良いのか？というは、大きな課題だと感じました。この課題に対して、もっと多くの人達が他人事ではなく、自分の課題として考えていく事が必要なのではないかと思いました。

就労支援担当者養成講座に参加しました

11月28日(木)～30日(土)に就労支援担当者養成講座に参加しました。

この講座は「生活困窮者自立支援モデル事業」の中間的就労ガイドラインに沿った養成講座で、一日目の座学、2日目のグループワーク、そして3日目の職場見学と、概要から実務に至るまで包括的に学べる内容でした。

参加者も千葉県を含む関東に加え、北は北海道、南は沖縄県から、様々な団体の方が就労支援を学びにいらしていました。

2日目のグループワークにおいて、事例を交えながら実際の手法をいかに活用し、就労支援に活かしていくのか学びました。

Aさん、Bさんの人物像をモデルに、性別、年齢といった基本情報に加え、性格などの特性や、希望のしごと内容、就労時間、得意なこと、苦手なことも考慮に入れ、就労支援計画を作りました。

Aさんは「細かい作業が得意」、Bさんは「軽作業が得意」という意見を出し合いながら、計画作りを進めることが出来ました。

その後、6グループに分かれて発表し、様々な視点からの支援方法がある事に気付かされ、改めてチームワーク、意見の交換の大切さを学びました。

3日目は、オプショナルツアーとして「中間的就労の職場見学」に、生活クラブいなげビレッジ虹と風を訪問させて頂きました。

訪れて驚いたのは、施設と周囲の一般住宅街、URマンションの公園と一体化している、町全体が一つにまとまって調和していたことです。

生活クラブいなげビレッジ虹と風には、サービス付き高齢者向け住宅、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、訪問看護ステーション、診療所に加え、障害児・者向け施設があり、その場が中間的就労の活動拠点として、給食の調理場、入浴施設、居室サービス、福祉用具販売・レンタル店と、働かれる皆さんが居場所を得て、目標・やりがいを持って業務に取り組んでいる姿に、感心させられました。

土曜日の快晴の日のお昼に訪問をさせて頂き、穏やかな陽だまりの中で、とても居心地がよく、地域に開放されている街づくり、地域コミュニケーションとの連携など、そこにかかわるすべてのひとが主役だと感じ、新たな視野を広げられた3日間となりました。

市民団体紹介

「NPO法人ホスピスケアを広める会」

柏市北柏 1-2-7 少名子ビル1階
 連絡先：04-7163-0634
 受付時間：月～金 10時～12時

「NPO法人ホスピスケアを広める会」が平成15年から行っている「在宅サポート・さくら」が10周年を迎え、記念パーティーが開催されました。この会は「東葛地域に患者本位・患者中心の医療の実現をめざし、地域でホスピスケア・緩和ケアの拡大に寄与する」ことを目的として活動されていて、在宅サービス・さくら以外にも公開講演会・アロマボランティア・会報・その他ボランティアなど幅広く活動をしていることが報告されました。また、事務所を活用した「サロン・さくら」では編み物カフェなど多彩な企画（要予約）が開催されています。会員の方はさまざまな資格や特技を生かして、人の役に立ちたいという思いと、それがやりがいで生き生きとされているのではと感じました。「在宅サービス・さくら」では看護師の会員が家族的な立場で病院に来てくれたおかげで、病院との調整にも適切なアドバイスを受けて感謝しているという利用者のお話がありました。制度のすきまを埋めていく市民活動は柏市内にさまざまあります。制度に依らない市民の活動の豊かさや柔軟さが、その市の市民度や文化度を表しているのではないかと感じます。